# 地域経済の持続可能な発展条例（世田谷区産業振興基本条例の改正について）

- **現行条例の制定から22年。デジタル化、環境や社会に対する意識の高まりなど、区内産業を取り巻く環境は大きく変化。多様な要素や価値観、多岐に渡る主体によって構成されるなど、新たな局面へ。**
- **変化を的確にとらえ、地域経済という大きな視点から、その持続可能な発展に向けた取組を進めていく。**

## ポイント
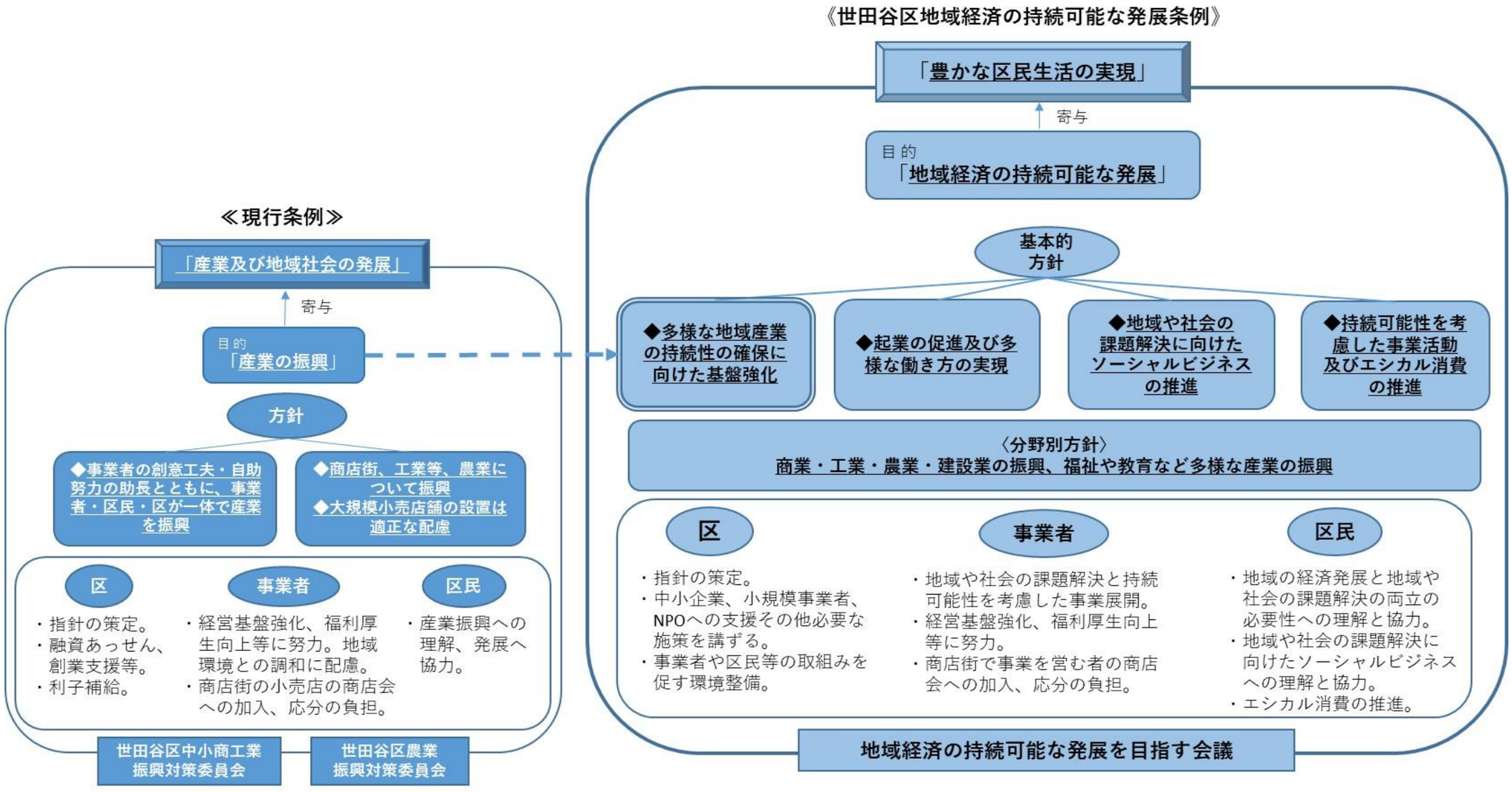
① 社会経済環境や地域経済を取り巻く状況の変化を踏まえ、「産業の振興」から「地域経済の持続可能な発展」を新たな目的として設定。名称も「世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」に変更。
② 非経済的な価値（多様な働き方や環境への配慮など、従前においては経済成長とは距離があると考えられてきたような価値観）の重要性が増しており、経済的発展との両立が持続可能な発展へつながる。新たに４本の基本的方針を設定し、地域の経済発展と地域や社会の課題解決を両立した持続可能な社会を実現。
③ 事業者を主とした条例から、区民一人ひとりの存在や役割向上を踏まえ、区民にも理解と協力を促す条例へ。